

国土審議会第4回山村振興対策分科会

令和5年10月16日(月)

【鹿子木地方振興課長】 お待たせいたしました。ただいまから、国土審議会第4回山村振興対策分科会を開催いたします。

委員及び特別委員総数11名のうち、定足数である半数以上の御出席をいただいております。

なお、本日は、対面・ウェブ会議併用形式で開催しております。

私は、事務局であります国土交通省国土政策局地方振興課長の鹿子木でございます。よろしく申し上げます。議事に入るまでの間、会議を進行させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

会議の冒頭につき、本日の会議の公開に関する手続について申し上げます。

本分科会は、国土審議会の下に置かれた分科会でございます。

分科会運営規則第4条の規定によりまして、本会議の議事は公開とし、ウェブにより傍聴いただいております。議事録につきましては、委員の皆様にご確認をいただいた後に、国土交通省ホームページにて公開いたしますので、あらかじめ御承知おきください。

それでは、まず、議事に先立ちまして、委員及び特別委員の皆様方を御紹介させていただきます。

まず、委員の皆様から御紹介いたします。

浅野耕太委員でございます。

【浅野委員】 よろしく申し上げます。

【鹿子木地方振興課長】 沼尾波子委員でございます。

【沼尾委員】 よろしく申し上げます。

【鹿子木地方振興課長】 次に、特別委員の皆様を御紹介いたします。

小谷あゆみ特別委員でございます。

【小谷特別委員】 小谷です。よろしく申し上げます。

【鹿子木地方振興課長】 佐藤宣子特別委員でございます。

【佐藤特別委員】 佐藤です。よろしく申し上げます。

【鹿子木地方振興課長】 竹谷賢一特別委員でございます。

【竹谷特別委員】 竹谷です。どうぞよろしくお願いいたします。

【鹿子木地方振興課長】 玉沖仁美特別委員でございます。

【玉沖特別委員】 玉沖です。よろしくお願いいたします。

【鹿子木地方振興課長】 濱田健司特別委員でございます。

【濱田（健）特別委員】 濱田です。よろしくお願いいたします。

【鹿子木地方振興課長】 宮林茂幸特別委員でございます。

【宮林特別委員】 宮林でございます。よろしくお願いいたします。

【鹿子木地方振興課長】 本日はオンラインでの御参加となります山崎結子特別委員でございます。

【山崎特別委員】 山崎です。よろしくお願いいたします。

【鹿子木地方振興課長】 山本美穂特別委員でございます。

【山本特別委員】 山本です。よろしくお願いいたします。

【鹿子木地方振興課長】 なお、濱田省司特別委員におかれましては、本日は御都合により御欠席との御連絡をいただいております。

以上、委員及び特別委員の皆様を御紹介いたしました。皆様におかれましては、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、国土交通省からの出席者につきまして、御紹介させていただきます。

黒田国土政策局長でございます。

【黒田国土政策局長】 黒田でございます。よろしくお願いいたします。

【鹿子木地方振興課長】 遠山大臣官房参事官でございます。

【遠山大臣官房参事官】 遠山です。よろしくお願いいたします。

【鹿子木地方振興課長】 次に、山村振興法を所管する農林水産省、共管する総務省からの出席者につきまして、御紹介させていただきます。

農林水産省の長井農村振興局長でございます。

【長井農村振興局長】 長井でございます。よろしくお願いいたします。

【鹿子木地方振興課長】 山本地域振興課長でございます。

【山本地域振興課長】 山本です。よろしくお願いいたします。

【鹿子木地方振興課長】 林野庁の福田森林利用課長でございます。

【福田森林利用課長】 福田でございます。よろしくお願いいたします。

【鹿子木地方振興課長】 諏訪山村振興・緑化推進室長でございます。

【諏訪山村振興・緑化推進室長】 諏訪と申します。よろしくお願いたします。

【鹿子木地方振興課長】 総務省自治行政局地域自立応援課の大田地域振興室長でございます。

【大田地域振興室長】 大田でございます。よろしくお願いたします。

【鹿子木地方振興課長】 そのほか、山村振興関係施策に取り組んでいる関係府省庁について、臨席の環境省のほか、リモートでも参加いただいておりますので、御報告いたします。

それでは、黒田国土政策局長から御挨拶申し上げます。

【黒田国土政策局長】 国土政策局長の黒田でございます。

国土審議会第4回山村振興対策分科会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、委員の先生方におかれましては、御多忙の中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃より山村振興対策の推進に御指導、御協力をいただいていることに対しまして、厚く御礼を申し上げます。

山村は、林野面積率が非常に高く、他の地域に比べまして、交通や経済的条件に恵まれないなど、産業や生活にとって大変厳しい環境でございます。人口減少や高齢化も著しく進んでいるところであります。

一方で、山村は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全などの重要な役割を担っておりまして、国民が将来にわたりましてその恩恵を享受できるよう、森林等の保全を図るとともに、産業の振興、住民の福祉の向上や地域間の交流の促進を通じた定住の促進といったことを図ることが不可欠でございます。

国土交通省といたしましても、道路や下水道処理施設、水道施設、公園といった生活環境の整備をはじめといたしまして、治水対策、持続可能な地域交通の構築等に取り組んでいるところでございます。

つい先頃、7月には、総合的かつ長期的な国土づくりの方向性を定めまして、新たな国土形成計画が閣議決定されたところでございます。その中におきましても、山村地域につきましましては、交通や通信施設、農林業の生産基盤、国土保全施設、教育文化施設等の産業基盤及び生活環境の整備とともに、農林水産物の加工業・販売業等の導入、山村の振興に寄与する人材の確保・育成を図ることとしているところでございます。

山村振興につきましては、昭和40年に議員立法として制定された山村振興法に基づき

まして、各省において様々な施策が講じられておりますけれども、法律の施行期間、これが令和7年3月末となっている中で、本日は、将来に向けました山村振興施策につきまして忌憚のない御意見をいただければと思っております。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

**【鹿子木地方振興課長】** ありがとうございます。

続きまして、農林水産省の長井農村振興局長から御挨拶をいただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

**【長井農村振興局長】** 農林水産省農村振興局長、長井でございます。

分科会の開催に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

本日御出席の各委員、特別委員の皆様方におかれましては、日頃より山村振興対策及び農林水産政策の推進に多大なる御理解と御協力を賜っておりますことを、この場をお借りいたしまして厚く御礼申し上げます。

我が国の山村は、国土面積の約5割、森林面積の約6割を占めており、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全等の多面にわたる機能を有し、その振興は国民全体にとっての課題であるとの山村振興法の基本理念に基づきまして、都道府県、市町村はもとより、国といたしましても、関係省庁が連携いたしまして、農林業の振興のみならず、交通通信施設や生活環境の整備など、山村振興に資する各種施策に取り組んできたところでございます。

この後、山村の果たす役割に関する最近の主な動き等につきまして担当のほうから御説明させていただきますので、それらを踏まえつつ、委員の皆様方におかれましては、令和7年3月の山村振興法改正に向けまして、今後の山村の果たす役割等につきまして、御専門の立場から忌憚のない御意見をいただければと考えているところでございます。

本日はよろしくお願ひ申し上げます。

**【鹿子木地方振興課長】** ありがとうございます。

長井農村振興局長におかれましては、用務の御都合により、ここで御退席いただきます。

それでは、議事に入ります前に、お手元の資料を確認させていただきます。資料は1から5番まで番号を振ってございます。また、参考資料は1と2がございます。よろしいでしょうか。御不足等ありましたら、お申しつけください。

それでは、次に、議事の分科会長の選任に移らせていただきます。

分科会長は、国土審議会令第2条第4項の規定により、当該分科会に属する委員のうち

から委員及び特別委員が推挙することとなっております。どなたか御推挙いただけますでしょうか。

沼尾委員、お願いします。

【沼尾委員】 私からは、浅野委員を推挙させていただきたいと思います。

浅野先生は、農業経済並びに環境政策が御専門であり、山村の現状にも大変精通しておられます。浅野先生が山村振興対策を検討する分科会の会長として適任ではないかと思えます。

【鹿子木地方振興課長】 ありがとうございます。

ただいま、沼尾委員から、浅野委員を分科会長にとの御提案をいただきましたが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【鹿子木地方振興課長】 ありがとうございます。

皆様御異議ないようですので、浅野委員に分科会長をお引き受けいただくことにしたいと思います。

これ以降の議事運営につきましては、浅野分科会長をお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

【浅野分科会長】 それでは、浅野でございます。

沼尾委員には過分なお言葉をいただきまして恐縮しておりますが、皆様方の御協力を賜りながら、分科会の円滑な運営に全力を尽くしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

分科会会長代理につきましては、従来お務めいただいていた宮林委員をお願いしたいと思うのですが、委員、いかがでしょうか。

【宮林特別委員】 はい、承りました。

【浅野分科会長】 それでは、引き続き、宮林委員に分科会会長代理をお願いすることにしたいと思います。

それでは、早速ですが、議事の(1)分科会長の選任が終わりましたので、2番目の山村振興対策についてに移りたいと思います。

本件につきましては、事務局より御説明をお願いしたいと思います。

【山本地域振興課長】 農林水産省の地域振興課長の山本でございます。

それでは、右肩に資料2と書いてございます「山村振興の施策について①」という資料

に沿いまして説明をさせていただきます。

まず、めくっていただきまして、1ページ目でございますが、昨年10月の第3回の山村振興対策分科会において出された意見で、大きく山村の果たす役割について4点ございます。読み上げさせていただきます。

1点目が、山村の価値について、様々な視点で捉えるべき。

2つ目が、山村のさらなる有効活用が可能であり、日本を支えていくという位置づけをする必要がある。

3点目につきましては、山村の果たす役割の整理が大ざっぱな印象。今の時代の価値観に即して、様々な視点からそのポテンシャル捉えるべき。

最後、4点目でございますが、水、エネルギー、食料の戦略的視点やダイバーシティといった観点で山村の価値を改めて捉え直すべきという意見が出されました。

続きまして、2ページでございます。これは前回の資料のおさらいでございますが、山村の果たす役割（多面的機能）については、四角囲みのところ、山村は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全等の多面にわたる機能を有している。こうした機能は、山村における農業生産活動や森林の整備を通じて発揮されるものであり、山村は、我が国の農林水産業の発展や国民生活及び国民経済の安定に寄与するなどの重要な役割を果たしている。

下のほうで、大きく森林と農業の多面的機能を分けて書いておりましたが、森林については、土砂災害防止／土壌保全、水源涵養、保健・レクリエーション、地域環境保全、物質生産、生物多様性の保全、快適環境形成、文化と、8つの機能が提示されております。

下のほうに、2つ、代表して挙げておりましたが、流出土砂の比較については、荒廃地、耕地に比べて、森林が非常に流出土砂を抑制する機能がある。もう一つ、水源の貯留機能についても、森林が優れているということになっております。

右のほうの農業については、土砂崩壊防止機能、土壌侵食防止機能、洪水防止、河川流況安定機能、地下水の涵養、保健休養・やすらぎ機能等、6つの機能がありますが、下のほうの例示では、洪水の防止機能について、東京ドームの4,000杯分の機能があるという整理をさせていただきます。

続きまして、3ページから5ページまでについては、前回の平成27年の法改正の内容でございます。

3ページの上のほうに書いてございますが、山村の役割は、前回の改正時、10年前の平成27年に新設された第2条の2において規定をしている。ただし、その基本理念につ

いては、改正前の第3条に部分的に書いておりましたが、前回の改正で大きく2条の2という条文を新設して基本理念を明記したというところがございます。

改正の内容を細かくは説明いたしません、時代の流れによって役割が変わってきたという、例えば、地域間交流の促進とか、関係人口の創出とか、そういう文言を新たに法律の目的のところにも定めるとともに、基本理念を定めということ定義いたしまして、4ページのほうにあります、従来第3条のところにも部分的に規定していた山村振興の基本理念というものを、新たに第2条第2項の条文で定めているところがございます。

5ページにつきましても、その基本理念に基づく事業の内容ですが、この辺りも昨今の時代の要請に基づいて、例えば、5ページの第3条第1号のところだと、情報化とか、地域間交流を促進するという文言を入れたり、あと、第3号のところ、この法律改正に基づいて農水省のほうで山村の事業をつくっておりますが、その中身、地域資源を生かした加工業とか、販売とか、再生可能エネルギーについての言及であるとか、木材の利用、それと、人材の育成、そういうところを規定し直した。第5号については、介護とか教育の整備ということも新たに定めているところがございます。

続きまして、6ページが、「山村の果たす役割」に関する最近の動きということで、平成24年6月の「自然資本ハイレベル対話」から、その間、27年に山村振興法の改正がありまして、ずらっと、「パリ協定」とか、森林環境税や譲与税の法律の制定とか、「食料・農業・農村基本計画」の新たな閣議決定であるとか、「森林・林業基本計画」の閣議決定、あるいは、「改正公共建築物等木材利用促進法」の成立とか、右のほうに行きますと、パリ協定を受けた成長戦略としての長期戦略の改定だとか、さらには、昨年度からのロシア・ウクライナ危機、あるいは、農水省のほうでこれから取り組んでいきます、昨年まとめていただきました「新しい農村政策の在り方に対する検討会」だとか、「生物多様性国家戦略2023-2030」の閣議決定、あるいは、今年の6月に基本法の見直しに向けて提言された「新たな展開方向」という流れになっておりますが、詳細については次のページから順に説明させていただきます。

7ページに行きまして、まず令和2年3月の食料・農業・農村基本計画については、真ん中のほうの下に赤囲みしておりますが、農村の振興というところで、4つ、地域資源を生かした所得と雇用機会の確保、中山間地域等をはじめとする農村に人が住み続けるための条件整備とか、農村を支える新たな動きや活力の創出、これらを進めるための関係府省の連携というものが、基本計画に農村の振興という形で位置づけられております。

次の8ページが、農村の振興に関する施策の具体的な内容ですが、大きく、しごと、くらし、活力と「3つの柱」に基づいて、例えば、しごとですと、所得とか雇用の確保のための農村発イノベーションなどの地域資源の高付加価値化とか、あとは農泊、あるいは、ジビエ、農福連携等を位置づけているところでございます。

くらしにつきましては、農村に人が住み続けるための条件整備といたしまして、地域コミュニティ活動の維持や強化のための施策とか、あるいは、政策インフラということで、これまで交付金でやっていたものを新たに補助金化したり、目的を持ってやるような事業の仕組みに見直したりとか、活力でいきますと、農村を支える新たな動きや活力の創出ということで、先ほど来言いました関係人口創出とか、あるいは、集落機能が低下しているということで、地域運営組織の形成など、また、農村の魅力発信ということで、様々なライフスタイルに応じた暮らしなどの支援体制を構築しているところでございます。

これらの「3つの柱」に基づきまして、農水省だけではなくて、関係府省で連携した仕組みというものをやっているところでございます。

続きまして、9ページでございますが、昨年4月に「新しい農村政策の在り方に関する検討会」というところで提言をいただきまして、先ほどの基本計画と同じ、しごとづくり、くらし、活力、この三本柱に加えまして、左の下のところ、土地利用の施策ということで、人口減少社会における長期的な土地利用の在り方ということで、地域ぐるみの話合いを通じた今後の土地利用について推進していこうと。農業的な利用が難しくなったところについては、粗放的管理も含めて話合いをしてもらおうというような、ちょっと新たな取組を今やっているところでございます。

次が10ページ、今年の6月に「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」ということで提言をいただいたものでございまして、上の四角囲みのところで言いますと、国際的な食料生産の不安定化、我が国の農業従事者の減少、あるいは、農業をめぐる国際的な議論の変化を踏まえて、これまでの緊急時の食料安全保障だけではなくて、平時からの食料安全保障を確保するため、今般、今、見直し作業に着手しておりますが、食料・農業・農村基本法の見直しをするということで、現在作業を進めているところでございます。

次が、11ページに行きまして、ここから林業の関係になりますが、「森林・林業基本計画」、これは令和3年6月に制定しているものでございまして、森林を適正に管理して、林業・木材産業の持続性を高めながら成長発展させることで、2050年のカーボンニュートラルを見据えた豊かな社会経済の実現を目指す、森林・林業・木材産業における「グ



リーン成長」を掲げております。

それに向けた施策といたしまして、右側のほうに5つの柱を示しておりますが、例えば、1つ目の柱でいきますと、森林資源の適正な管理・利用ということでは、林業適地での適正な伐採や再造林の確保や、森林整備・治山事業による国土の強靱化、2つ目の「新しい林業」に向けた取組の展開におきましては、イノベーションによって、林業の収支をプラスに展開していくこと、また、最後の5本目の新たな山村価値の創造につきましては、地域資源を活用して、林業・木材産業を成長発展させていくのに加えまして、農林複合的な所得機会の創出、キノコなど地域資源の発掘と付加価値の向上を図ること、山村集落の維持・活性化に向けて、生活の身近にある里山の継続的な保全管理や利用等の共同利用を促進するなど、森林サービス産業の推進によりまして、関係人口を拡大するということになっております。

続きまして、12ページでございます。「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」ということで、平成31年3月に制定されたものでございますが、森林の公益的機能の維持増進の重要性に鑑みまして、市町村と都道府県が実施する森林の整備とその促進に関する施策の財源に充てるために創設された制度でございます。

森林環境税の徴収につきましては、令和6年度からとなっておりますが、それに先立ちまして、森林環境譲与税の市町村と都道府県の譲与が令和元年度から行われております。

右のほうに市町村における取組状況と書いておりますが、令和4年度の速報値では、令和元年度65億円だったのが令和4年度現在で341億円と、増加して活用されているところでございます。

事例といたしまして、下のところに2つ書いておりますが、静岡県小山町では、手入れ不足の森林の整備に活用されている。右のほうの奈良県田原本町では、上流の川上村と連携いたしまして、川上村の森林整備に活用されているところでございます。

続いて、13ページでございます。「改正公共建築物等木材利用促進法」、通称「都市（まち）の木造化推進法」と言われておるものですが、令和3年6月に制定されまして、戦後植林された国内の森林資源が本格的な利用期を迎える中で、森林の循環利用を通じて、森林の二酸化炭素吸収作用を強化して、脱炭素社会の実現に貢献していくことを目的として、旧来の法律が改正されたものでございます。

この改正によりまして、法律名や法律の目的に脱炭素社会の実現に資することというのが位置づけられたほか、木材利用を促進する対象が、今まで公共建築物だけだったのが、

一般の建築物にも拡大され、国や地方公共団体が、建築物への木材利用に取り組もうとする建築主等と協定を締結して、その取組を後押しする制度の創設などがされております。

続いて、14ページでございますが、「パリ協定」の発効に伴いまして、令和元年6月に日本の長期戦略というものが定められておりますが、これが令和3年10月に改定される前のものございまして、右側の第2章のところで施策の方向性と書いておりますが、2つ目のポツである地域循環共生圏という言葉がここに使われて、こういうものを創造していこうというものと、3番目の吸収源対策というものが位置づけられているところでございます。

続きまして、その具体的な内容の令和3年に改定されたものが15ページでございますが、排出削減対策・施策ということで、地域・暮らしのところで、1つ目が、(1)の現状認識のところの下の方の赤線で引いているところでございますが、経済・社会的課題と多様な資源が存在する地域こそ、「将来に希望の持てる明るい社会」でもある目指すべき脱炭素社会のモデルの実践場となるというふうに、山村の地域がここに当たるのであろうというところでございます。

目指すべきビジョンにつきましては、一番下のところでございますが、都市と農山漁村の共生・対流など広域的なネットワークで支え合う仕組みといたしまして、地域資源の持続可能な形で活用して、右の方の上に移りますが、「地域循環共生圏」を創造すると。

吸収源対策といたしましては、特に森林につきましては、長期的に炭素が貯蔵できるそのもので、材料としても繰り返し使える、カスケード利用というふうに言われておりますが、最終段階でも木質のバイオマスエネルギーで活用できるとか、脱炭素に非常に適した材料であるというような位置づけでございます。

目指すべきビジョンといたしましては、2050年の脱炭素社会に向けまして、先ほど申し上げました「森林・林業・基本計画」が見直しされて、グリーン成長の実現を目指した2050年のカーボンニュートラルの実現に貢献するものであるという位置づけにされております。

続きまして、16ページでございます。「生物多様性国家戦略2023-2030」、生物多様性に関しましては、昨年12月に新たな世界目標が採択されたところでございます。これを受けまして、我が国として、今年3月に、新たな生物多様性国家戦略というものを策定しているところでございます。

本戦略におきましては、2030年までに生物多様性の損失をやめ、反転させるネイチ

チャーポジティブの実現を目指した5つの基本的戦略と国内目標を掲げております。真ん中から下のところの基本戦略1から5と書いているのが、その5つの目標でございます。

例えば、基本戦略2につきましては、自然が有する機能を活用して社会課題を解決していくという考え方となります。国際的にはネイチャーベースドソリューションと呼ばれておりますが、例えば、森林の炭素固定機能や防災機能、湿地や田んぼの貯留機能など、自然が有する様々な機能を効果的に活用してマルチベネフィットを得ていくという考え方でございます。

続いて17ページでございます。その中の主な施策ということで、30by30目標というものでございますが、2030年までに陸と海の30%以上を保全する新たな世界目標になります。この数字を達成するためには、保護地域以外で生物多様性保全に資する地域、通称OECMと呼んでおりますが、これを重要視しております。今年度から生物多様性の保全に貢献するエリアを「自然共生サイト」といたしまして、認定する制度が運用されているところでございます。

我が国におきましては、里地里山をはじめ、ビオトープ、様々な目的で管理されている森林、都市や工場の緑地等、多様な場所が該当し得ると考えております。また、この30by30の目標達成を支える応援団といたしまして、下のところに書いておりますが、「30by30アライアンス」が立ち上がっておりまして、企業や自治体等を含め、500を超える団体に参加していただいているところでございます。

続きまして、18ページでございます。ネイチャーポジティブ経済の実現ということで、ネイチャーポジティブの実現のためには、経済システムをネイチャーポジティブに資するものに移行していくことが必要となります。このため、環境省では関係省庁とも緊密に連携した上で、「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」というものを今年度中に策定する予定でございます。

昨年12月の生物多様性COPで採択されました新枠組みでは、企業・金融機関による情報開示や、サプライチェーン全体での負荷低減に関する目標が盛り込まれているところでございます。

また、本年9月には、TNFDと呼ばれる自然関連の企業情報開示に関する国際的な枠組みが公表されるなど、国際的にも金融ビジネスにおける自然・生物多様性に関する取組の注目が高まっているところでございます。

こうした動きを踏まえまして、国内企業においても積極的な取組が進んでいるところで、

環境省では、本年4月に策定いたしました「生物多様性民間参画ガイドライン（第3版）」等を活用いたしまして、生物多様性に配慮した経営に取り組む企業を支援しているところでございます。

次が、19ページでございます。これが山村活性化支援交付金というものでございまして、前回の27年の法改正の際に創設した事業でございます。

中身はいろいろと書いておりますが、次の20ページを見ていただくと仕組みが分かると思うんですが、まず、上のほうから山村振興セミナーといたしまして、マーケティングの基礎講習やビジネスモデルのワークショップをいたしまして、山村活性化事業の中で地域資源をいろいろ調査していただいたものの商品開発・サービスの取組を支援するということになっております。そういう開発された商品につきましては、今度は下のほうですが、商談会の支援セミナーとか、展示商談会とかを開催する等で支援しているという事業でございます。

19ページに戻りまして、今年度予算、7億8,000万ほどありますが、若干余っているというところもありまして、今後、いろんなニーズを掘り起こしていきたいと考えているところでございます。

次に、21ページから23ページが、この事業を使って開発した商品の事例でございまして、詳細は御説明いたしませんですが、例えば、21ページでいきますと、北海道の浦幌町、これ、町の花がハマナスでございますが、これを使った化粧品を開発し、あるいは、地域独特の野菜を使った加工品を開発・販売している。それと併せて、地域に人を呼び込む観光ツアー等をやっているところでございます。

取組の成果といたしましては、下のほうに開発した商品が6点あって、販売額が890万円から1,500万円ほどに増えている。また、交流に関しては、宿泊客が20名だったのが550名まで増えているという事例でございます。

次に、22ページが、岩手県遠野市の事例でございますが、ここは牛乳を活用したスイーツや乳製品、牛肉の加工食品の商品開発や、南部赤カブなどの伝統野菜、あるいは、地域の主力野菜ありますものを使った加工品等を開発して、農業の6次化の実現を図っているところでございます。あわせて、中段の右のほうに書いてありますが、輸出に向けた商談会等にも参加している。

成果といたしましては、下のほうにありますように、海外への輸出額が1,000万円だったのが2,800万円に増えている。また、これによりまして、商品を45品開発して、

それに伴いまして、材料となる野菜のハウレンソウなどの生産が伸びているという事例でございます。

最後、23ページが、和歌山県有田川町のぶどう山椒を活用した商品開発ということで、ぶどう山椒の発祥地であったんですが、後継者不足もあって、その生産が危機に瀕していたというところで、農家・大学・町等が連携して、新たな用途の商品開発をいたしまして、将来につながるようなサイクルを形成しているというものでございます。

これにつきましては、農水省のほうでやっておりますが、「ディスカバー農産魚村（むら）の宝」というものにも認定されまして、認知度が高まっているというものでございます。

効果といたしましては、新商品の開発が11品、新商品の販売額が54万9,000円から203万円に伸びている。ぶどう山椒の生産農家への新規就農が3名あったというものでございます。

最後、24ページでございますが、今年度、この山村振興事業の中で商談会等を実施しておりますが、今後の予定といたしまして、11月16日から19日は、山の恵みマルシェをアリオ北砂店でやるというのと、あと、来年の2月6日、7日、8日で、東京ビッグサイトでギフト・ショーというものを行う予定でございます。

続きまして、資料3でございますが、こちらにつきましては、1ページめくっていただきますと、前回の分科会の中でいただいた意見が1ページに書いておりますが、これに関連する事業を次ページから整理しておりますので、また後ほどにでも御覧いただければと思います。

以上でございます。

**【浅野分科会長】** 続けてでよろしいですかね。国土交通省のほうから、どうぞ。

**【遠山大臣官房参事官】** それでは、資料4と5を御覧ください。

本年7月に閣議決定しました国土形成計画と国土利用計画について御説明させていただきます。こちら、国土審の下に設置されました計画部会で19回ほど2つの計画を一体的に御議論いただきまして、7月に決定したものでございます。

まずは、資料4でございます。

新しい計画では、未曾有の人口減少ですとか、少子高齢化の加速をはじめとする様々な危機、困難に直面する地方を重視した計画となっております。地方の活力を取り戻すために、目指すべき国土の姿として、「新時代に地域力をつなぐ国土」を掲げてございます。

各地域の課題解決ですとか、魅力の向上に資するような地域力を結集しまして、国土全体でつなぎ合わせるという意味と、かつ、未来へつなげるというようなことをかけてございます。

また、この「新時代に地域力をつなぐ国土」の形成に向けた国土構造の基本構想といたしまして、人口ですとか諸機能を分散的に配置するといったことを目指しながら、質の高い交通ですとか、デジタルのネットワークを通じて、「シームレスな拠点連結型国土」の形成を図ることにしてございます。

こういった目指す国土の姿を実現するための重点テーマといたしまして、中段になりますが、デジタルとリアルが融合した地域生活圏の形成、持続可能な産業への構造転換、グリーン国土の創造、人口減少下の国土利用・管理という4つの重点テーマを国土の刷新に向けて掲げてございます。

この4つの中でも、特に、日常の暮らしに必要な生活・サービスの持続的な提供を実現する地域生活圏の形成について重点を置いてございます。その推進に向けては、今月、国土審議会の計画推進部会の下に専門委員会を設置しまして、人々を引きつける地域の魅力を高めて、地方への人の流れの創出・拡大を図るために、地域生活圏ですとか移住促進等を新たな施策として検討していくこととしてございます。

また、特に山村地域に関連が深い取組といたしましては、この4つのテーマのうち一番最後ですが、人口減少下の国土利用・管理の1つ目にあります、地域管理構想がございました。

中山間地域等におきまして、全ての土地について、これまでと同じように労力や費用を投下して管理するということが困難になる中で、地域の目指すべき将来像を見据えた上で、優先的に維持したい土地というのを明確化して、草刈りですとか見守り程度の粗放的な管理や最低限の管理といったものを新たに導入するなど、地域の合意形成に基づきまして、管理方法の転換等を図る地域管理構想を全国で進めることとしてございます。

続きまして、資料5になりますが、第六次国土利用計画の概要でございます。こちら、国土の利用・保全に関する基本的な事項を定めた計画となっております。

1ポツの国土の利用に関する基本構想に関しましては、一体的に作成いたしました国土形成計画の4つの重点テーマのうち、グリーン国土の創造ですとか、人口減少下の国土利用・管理のところ整理した内容と重複しておりますので、時間の都合で省略させていただきます。

2ポツの国土の利用区分ごとの規模、目標でございますが、計画の目標年次である令和15年の利用区分ごとの規模の目標値を定めてございます。

ここで特に注目していただきたいのが住宅地でございますが、昭和51年に第1回計画を策定して以降、目標値としても、実績値としても一貫して増加傾向にあったわけですが、今回の計画で初めて目標値として減少の数値を設定したというところが、今回の計画の特徴となっております。

簡単ではございますが、御説明は以上になります。

【浅野分科会長】 とても内容豊富で多岐にわたる資料をおまとめいただきましたこと、まず御礼申し上げたいと思います。

その上で、今回、資料が2から5までございます。資料2というのは、前回の改正前の山村振興法以降に、山村をめぐる状況がどういうふうに変わってきたか、とりわけ、世の中が寄せる山村に対する役割とか期待がどう変わってきたか、あるいは、それを支援するための政策枠組みがどういうふうに展開してきたかということをおまとめいただいた資料というふうにお見受けしました。

次の資料3に関しては、前回の分科会でいただいた意見について、各政策対応としてどのようなことが行われているかを御紹介するような、一種リプライのような構成になっているように思います。

最後は、山村を取り巻く日本全体のマクロ的な視点から、資料4と5で、国土形成計画や国土利用計画というのが、どういう新しい政策枠組みを山村に対して与えているか、そういうことを概略御説明いただいたものと解釈しております。

それでは、令和の時代においてあるべき山村の姿や、それを実現するための山村振興対策等について議論をこれから進めていかなければいけないわけです。これについて、抜けている視点とか、ここのところは分かりにくいぞとか、そういうことがありましたら、委員の皆様からそれぞれ御発言いただきたいと思うのですが、今日は私が会長になりましてから1回目ということですので、ぜひ、それぞれの委員の先生方には一言以上ずつ、何か御意見をいただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。いかがでしょうか。

御発言の際は、マイクのトークボタンを押して御発言いただけるようお願いしたいと思いますが、いかがですかね。

そうしたら、宮林さん。

【宮林特別委員】 宮林でございます。説明ありがとうございました。

山村振興法は見直しということでありまして、また、現状を把握する中で、これまでにいろいろな種々の施策を打っているわけですが、なかなか施策の実態と合わないことが起きてきている。つまり、活性化対策等を打っても、受皿としての農山村が少子高齢化が進む中でもうやれないというような状況が出てきているわけです。

一体なぜかということですが、一つは、人材不足ではなくて人不足という側面が起きており、これは日本全国それぞれの産業もそうかもしれませんけど、例えば、農業についても、仕事はあるけれども人手が全然足りなくなっている。加えて、諸物価が高騰する中で、機械化しても中山間地域では限界がある。そうすると、どう考えても赤字になるということで、退いていくということがあります。そのような中で、高齢化が進んでいくということがあります。

二つには、山村地域には補助金などで整備された観光施設があるんですけど、これも少子高齢化の中で、もう営み切れない。また、民宿も利用するお客さんはあるのですがもうやっていけない。それから、いろいろ施策で造っていただいた施設、例えば、公園やキャンプ場あるいは展示施設などもとても人手が足りなくて運営できないという状況が多々出てきているわけです。

それに加えて、三つには、今まで共同で管理をしてきた水源地とか、ため池とか、河川とか、浄水や農業用水の管理とか、場合によっては神社仏閣などの管理などもできなくなっている状況が多々見えております。

ということで、ただ今山村の価値ということで、その重要性ということが報告されましたが、そうした山村の持つ重要な役割を継続するには、今度の法改正で、もっと国民に対して山村の役割や機能の価値化を強調して、山村の位置づけをグレードアップしなければもう山村は守れない。したがって、もう山村そのもの、あるいは、国土保全の最前線である森林地帯というふうに言ってもいいと思いますけど、これはもう国民の共通財産というような認識が必要で、山村基本法のような方向に変えて、国民全体で守っていく姿勢を取っていかないと、このままいってもジリ貧で山村の衰退は止まらないという感じを受けます。

これは、我々の暮らしと生活のために最も必要なのが、水と国土の安全ということになってくるわけですね。食料も、山村地域では4割近くを生産しております。今日、ウクライナ情勢をみても、やっぱり食料自給率の向上といったものも大変重要だと思います。と



すると山村は、水の安全保障、国土の安全保障、そして食糧安全保障という重要な側面があるわけです。そういう意味では、もっと思い切った方向性を示していく必要があると思います。

以上です。

【浅野分科会長】　すぐリプライというのではなく、幾つか御質問、御意見をまとめてお伺いした後、事務局のほうから何かレスポンスできることがあれば、レスポンスいただくというような形で進めたいと思いますが、よろしいですかね。

ほか、いかがでしょうか。

それでは、どうぞ。

【濱田（健）特別委員】　濱田です。今、宮林委員がおっしゃったこと、本当にそうだと思います。

一つは、いろいろと施策が出てくるのですけれども、その施策に予算がついて、それが本当に、例えば、某省で言えば、担い手をつくるためにずっと予算をつけてきて、担い手が本当に増えたのか、あるいは、森林の利用についても、例えば、何か施策を打ったときに本当に増えたのか。そういうところをやらないと、結局、ずっと人が減っていく、あるいは、利用が増えないというふうになっていくと、その施策が、今、宮林委員がおっしゃったように、現実と乖離してきているところがあるのではないのでしょうか。やはりそこを本当に考えてやらないと、新しいものをつくって、それで、昔あったものをそこに発展的解消という形で入れ込んでいっても、根本的に、何のために取り組むのかというところに踏み込んで、そしてそれを具体的にどうするかまで考えていく必要があると思います。

例えば、僕なんかだと、農業の担い手がなくなると20年ぐらい前から考えていて、それで、実は農福連携というのを考えました。障害者というのは人口の1割位いらっしゃるんで、その方たちの数%でも農業生産に入ってくれればと思っています。今、日本の農業の中心的な担い手の方というのは、もう130万人ちょっととかになってきているんですけども、そこで5%でも入ってくれば、働く方が50万人以上生まれてくることになります。だから、そういうふうなのをイメージしてつくりました。

現在も国や都道府県ではいろいろな政策はあるのですが、本当に現場が動いていけるような施策というものをどうやってつくるかということ、あるいは、さっき言われたように、根本的に考えるということが必要なのかなと思いました。

話は変わりますが実は僕は今、東京と熊本でデュアルライフをしております、ほとんど

ど熊本で生活しているんですけども、熊本を回ると、実は若者が結構農村部に入っているんですね。ところが、それを見ると、半農半Xどころじゃなくて、半農半Xの3乗、4乗みたいな形の多分野の就労をしています。

この間、鹿児島に行ったときもそうだったんですけども、地域おこし協力隊で入って来られた方たちが、みんな軒並み東京の大学を出た後に入って来られ、「ここの地域を何とかしたい」という思いでその後も残っておられます。まだ20代、30代の若者です。でも、現在の彼らの年収はあまりに低過ぎます。子供を育てられません。家庭は持てないと思います。

ということを考えたら、その原因は何かというと、例えば、僕なんか、海外とかへ行っただけだと思っただけですけど、例えば、スウェーデンとかへ行っただけに、ランチで2,000円ぐらいでした。今、アメリカのマクドナルドの時給が2,000円だそうなんです。日本では、今、最低賃金を1,000円に上げようとしています、そのようなレベルじゃないですよ。やっぱり、売上がちゃんと賃金として跳ね返って行って、そして、そのためには高い商品・サービスの値段にならないと、働くということは難しいわけですよ。だから、農産物にしても、林産物にしても、もっと高い値段にして行って、それを買えるようにするために、やはり賃金を高くしないといけない。そういう経営がやっぱり必要だと思うんですね。それが一つ。

あともう一つは、やっぱり子供の教育です。若い人たちが、地方で気にされるのは何かと云ったら、教育なんです。隠岐の島の取組については、前々からすごく僕は注目していたんですけども、高校生が来れる環境をつくっていった。でも、その裏にはちゃんと儲かる牛とかいて、若い人が生活できる、さらにその上で、ちゃんと高校を用意していったのです。だから、やはり地方でも一定程度の高等教育が受けられる環境を整えることが必要だと思います。

それと、こうしたことをいろいろサポートする仕掛けも必要です。加えて、僕は地域には熱意のある方が必要だと思います。本当によく成功モデルが出てくるんですけども、それを見ていると、そこには熱意のある方がいてやっているんですよ。いろいろな施策や情報や人をかき集めてやっているんですね。結構国などのいろいろな施策は出ていますので、そういうのを上手に使う。やっぱりそういう熱意のある人は必要です。

ただ、そうした人材を求めても、ほかの地域では難しく、結局、成功モデルを横に広げていくことは難しいと言えます。だから、やはり面的に広げていけるような、熱意だけで

はなくて、それをもっと構造的に何かできるような仕掛けみたいなものを僕は考えたほうがいいんじゃないかなと思います。

すみません、長くて。あともう一つだけ。僕は、山村というのは、日本の資源、水資源を守っていると実は思っているんですね。今、私の住んでいる熊本市は人口74万人いるんですけど、この水は実は阿蘇の地下資源です。世界中を見て、70万人の人口を支えているのは、実は熊本だけです。

今、何が起きているかという、実は有機系のものが地下水に入り込んでいるんじゃないかという話が出てきています。そうすると、とても困ったことになる。今、日本は円安になっているので、海外からもし山の土地なんて買われてしまったら、それこそ僕らの生活、都市の生活でさえ危うくなる。そういう意味では、山村というのは、ただ単に山村の問題ではなくて、僕は、日本の、国としての問題だと思っております。

以上です。

【浅野分科会長】 ほか、いかがでしょうか。

玉沖委員。

【玉沖特別委員】 玉沖です。よろしくお願いいたします。

私は、調査研究というよりも、現地に入って、住民の皆さんたちと色々な活動をする実施支援の部分を行っている、コンサル会社に当たります。自分の担当しているお仕事のほとんどが過疎地と呼ばれるところで、沖縄の北の端っこであったり、離島であったりというような地域に毎週のようにお伺いして活動しております。

資料3についてばらばらと拝見していたんですけども、何とかゆいところに手が届いているんだろうと、隙間がないくらい見事にいろんな施策をつくっていただいているんだと思う反面、現場では、先ほども御意見がございましたが、もう本当に高齢化で人手がない、もう物理的に頭数というところで人数が不足しているという地域がますます増えております。

そんな中でも、先ほど濱田先生がおっしゃっておられた、Iターン者ということで、移住してきている若者が増えていたり、あと、次世代たちが活発に活動している地域もたくさんあります。けれども、そういうところで今悩ましいのが、せっかくみんなで課題解決策をつくっても、法律の壁が越えられなかったり、軍資金不足の壁にぶち当たっていたり、人はいても、エネルギーはあっても、熱意はあっても、行動力があっても、軍資金の壁というところが非常に手痛いところがございます。

実施計画をつくるにしても、関係者全員が自分の主たる業務を持っており、例えば、商店、お店を営んでいる方は、休業にして、そのお休みしている時間の売上げを捨てて会議に参加しにきている。サラリーマンの方たちは、有休を取って参加している。というような状況の中で、つくり上げた実施計画も、いろんな壁にぶち当たる、いざ、立ち上がりたいたいというところで、どうも軍資金がうまく獲得できないという状況は年々増えているなという印象を受けています。

ここで、こんなあったらいいのになといつもあちこちでお話をさせていただいているんですけども、最初の計画策定のところにもっと時間が欲しい。みんな何かの自分の仕事を持ちながら、それを横に置いて、売上げを捨てて、地域のためにということで参加されていますが、今、十分な実施計画をつくる時間が足りないんですね。

じゃ、どういうことになるかという、何かの補助事業にエントリーする、大慌てで作った企画書がそのまま仕様書になって、十分練れているかという、ぎりぎり作ったみたいなものが事業の1年目になってしまうんですね。そうすると、事業の1年目は、修正をしながら、でも、事業も消化しなければいけないしという、非常に悩ましい中で進んでいております。

計画策定のところのソフト事業にもう少し比率が、地域にとって優しい補助率だったり、できれば10分の10だったり、農水省の交付金で1年目は計画査定1年として10分の10ですよ、2年目から補助率が発生するというものも存じ上げているんですけども、そういった1年目、計画をつくる場所にもう少しチャンスが欲しいなと思っております。

けれども、地域側が、その補助率が優しい事業で十分に約束が守れなかったり、力を発揮できなかったりということで、地域側の努力不足で、かつてはそういったものに恵まれてきたんだと思いますが、だんだんルールが厳しくなっていくということも承知しています。いま一度、人口の問題も差しかかっている中、ここで、みんなで計画を練るところの十分な時間と、その認識の壁を乗り越えていくために、大胆な政策があればなと願っております。

以上です。

**【浅野分科会長】** ありがとうございます。

もうお一方ぐらい、御意見、御質問をお受けしましょうか。いかがですか。

**【佐藤特別委員】** 体系的に問題点を指摘するということはできないんですけども。

資料2の6ページのところにある「山村の果たす役割」に関する最近の動きというところ

ろで、各省庁のですとか、国際的なパリ協定のですとか、そういったことが前回の山村振興法以降の出来事として記載されていますが、私自身、山村を歩いて非常に大きなインパクトだと思うのは、例えば、平成30年豪雨のですとか、この間、日本各地で豪雨被害が毎年のように発生している。その中で、生活ができなくなっている地域というのが、とりわけ山村において集落消滅を一気に後押ししてしまったという、そういった地域がたくさんあると思います。平成二十六、七年から毎年のように起こっている豪雨災害、あるいは、地震などの自然災害の中で、山村がどのような状況になっているか、それが与えた影響というのもきちんと把握しておくべきではないかと思います。

感想ですけど、以上です。

**【浅野分科会長】** 今、4委員の方から御意見あるいは御質問を伺いました。事務局のほうから何かプライドできるようなことがありましたら。より具体的なものについても幾つか聞かれていますし、最初の宮林先生のお話というのは、本当に私はこの委員会で、きちんと考えるべき、思い切った政策体系を展開するとかいうことを言い出すとすれば、ここがふさわしい場なので、そのためには、やはり今の絶対的な人不足の問題を解決したりとか、途中で出てきていた軍資金、要するに、人の循環とカネの循環をどうするかということ十分に考えないと、今の時代に合ったような、本来、求められるべき山村振興ができないのかなということを思いました。

そのためには、もっと先生は大きなことを言われていて、国民の共有財産である山村という、そういうコンセプトを基にして、もうちょっと、私は、その辺りは、山村の価値というんでしょうか、山村の価値の見直しというのはますます今後進んでいって、その新しい山村の価値の見直しに立脚して、新しい政策体系の展開という。例えば、ヨーロッパの山岳地域というのは、直接支払制度みたいな、直接の所得補償制度というのをたくさん入れている。これは彼らにとっては食料安全保障の意味もあるし、それ以外の意味で、やはり共有の資産であるという意識が非常に強くなった。それがあって初めてできた。

今の宮林先生のお話だと、水とか、食料とか、国土自身そのものというのはかけがえのないものなので、どんな状態にあっても、ある種、譲ってはいけない、そういうものをどうやって国として守っていくかみたいなことは考えなければいけない。

そのためにいろんな施策を打つんだけど、最低限のところは、もうちょっと何か強い根拠で守ってもいいのかなと、お話を伺っていて、私はそういう印象を受けました。

いかがでしょうか。

それでは、山本さん。

【山本地域振興課長】 農水省の地域振興課長、山本でございます。

全てに対して答えられるかどうかはあれですけど、まず、宮林先生の言われた山間部の営農の不利性みたいなものについては、我が省のほうで「中山間地域等直接支払」というものをやっております、それは平場と中山間地の生産費の不利を補正しているものなので、直接所得対策というものではないんですが、そういうもので下支えしているというのが一つあります。

先ほど言われました施設とか、そういう管理体制の話でいきますと、今日の資料の9ページを見ていただきますと、右側のほうに、くらしの施策というところの一番最初の丸のところ、農村型地域運営組織、農村RMOを呼んでいるものですが、こういうものと、下の活力づくりのところでも同じことが書いてあるんですが、今日お配りして、説明はしていないんですが、資料3の3ページを見ていただくと、事業のイメージ図というのが下半分の右のほうに書いてあるんですが、この右側のほうの、ちょっとハッチングしているところの集落協定とか書いてあるもの、これがまさしく中山間の直払いの協定の対象でして、そこも、人口が減ってきて、いろんな統計とかアンケートとかを見ても、集落が9戸以下になると話し合いとかが減ってくるという実態があるので、そういう小さいところにネットワークを組んでやっていただくとともに、農村政策でもありますので、特に中学校区とかで、左のほうに書いております、むらづくり協議会とかつくられている自治体がありますので、そういうところの集落の生活支援のものと併せて、農業の仕組み、農地とか施設の管理をする仕組みをつくっていかうということで、R3年度から事業を実施しております、今、モデル地域として56地域ぐらいなんですが、そういうものをやりつつ横展開をしていくというものと、今はまだ予算要求中なので、決まったものではないですが、そこにまず取りかかる仕組みについて補助していくような制度を今考えているところでございます。

それと、担い手のものについては、私、担当ではないので、直接この場ではいいかげんなことは答えられないんですが、玉沖先生が言われた計画づくりのところ、多分おっしゃられているのは、ハード事業をする前の計画づくりということでよろしいのでしょうかね。

【玉沖特別委員】 そうですね。グリーンツーリズムみたいなソフト事業も含んでです。調査事業も含んでですね。

【山本地域振興課長】 今日、資料で御紹介させていただいている山村の事業、これ、

ハードがないんですけれども、そういうものですと、定額の補助が3年間あるものとかもございますし、なかなか短期間でできないものについては、財務省との折衝・調整とかもあるんですが、できるだけ期間を長く取るようなものも考えております。

ハードの事業の前段のソフトについては、多分、単年度の定額補助しかないと思うんですが、その辺りは、また今日こういう御意見があったということを担当の者にお伝えしたいと思います。

以上でございます。

【浅野分科会長】 ほかは、よろしいですかね。

先生、どうぞ。

【宮林特別委員】 ありがとうございます。

直接補償等につきましても、私も存じ上げているつもりなんですけど、ただ、やはりさつき座長がおっしゃったように、そこに住む糧として、景観を守ったり、水を守ったり、いろいろ、我々の大事な社会資本を守っているという、そこに対しての補償というようなものはまだ薄い。もっと総合的に強くやっていく必要があると思います。

それから、ここである計画制度等で支援はさせていただいて、農山村はその計画に関わって進めることになるんですけど、実態は、素晴らしい計画はできても山村の実態とずれが生じ、忙しくてなかなかそのとおりにできないという実態がある。ですから、計画通りに進めるためには、計画段階でもっと、先ほど先生がおっしゃっていましたが、ソフト段階での時間をきちっとやらなければいけないし、長期計画、ランドデザインを住民間の合意によってちゃんとつくらなければ実装は難しい。やっぱりそういうところを丁寧にやって、住民の皆さんが、よしやるぞという形にしないといけない。計画づくりのような会合に、できたら協力隊だとか、交流・連携のいろいろな若い人たちが入って行っていいと思います。

さらに、異業種連合ではありませんけど、農と畜を合わせたり、農と林を合わせたり、昔の里山というのは、農林畜漁のそれぞれの分野が相互に連携して、さらにそこに地域インフラに必要な大工・屋根家・店など全部合わせて一つの地域の暮らしと生業が出来上がっていました。そこにいろいろな職があって、雇用の機会もあった。また、その中に体験文化があり、子どものお手伝いと学校の連携も出来上がったわけですので、だから、そういう相互と総合の仕組みを考慮した振興が山村を生かす大きな力になると思います。

以上です。

【浅野分科会長】 今、御指摘の点は、私、関連して、自然資本経営ということを行っています。自然というのは、放っておいたら価値を生み出さないですね。だから、機械とか設備投資するのと同じように、自然に対してお金を入れないと価値を生まないということを実らかにするために、自然をもう自然資本という言い方をしませんかと。

そして、自然資本を地域全体で経営していく。そうすると、農林業がそれぞればらばらにならずに、一体になっていろんな組合せで価値が生まれる。そして、価値が生まれると、それによって所得の流れができて、定住条件も満たされる。だから、そういう意味では、自然全体を資本とみなすという見方がすごく大事ではないかと思ひまして、今回の資料2の6ページの一番最初の「山村の果たす役割」の1番のところに、これ、改定前のことなんですけど、「自然資本ハイレベル対話」国連開発計画の計画を入れていただいたりしています。

あるいは、環境省が最近やっておられるネイチャーポジティブなんていう発想の下にあるのも、実は自然資本、自然をちゃんと資本とみなして、ちゃんと手入れをしないと使えませんよという発想。そこをもっと前面に出して、地域全体で、私は流域単位だと思ひているんですけど、流域単位で統合的な経営を地域地域がやっていくような時代が来ると、もう農村、山村が潤うのではないかという考えを持っていますので、とても先生の発想に近いなと思ひしてお伺ひしておりました。

【宮林特別委員】 流域単位というのは大賛成です。今、荒川流域とか、いろいろところで流域連携を考えてきました。上流域は下流域のために責任を持って食料や木材を生産します。上流域のものを下流域が責任を持って消費します、同時に、日常的には上流域と下流域は健康や健康あるいは教育などで交流を強めます。下流域が上流域を支援するということは、上流域の農林業が推進されると、上流域の土地管理が適正に進むこととなり、結果的に、自分の暮らしを守ることになるんです。そういうつながりを持って、流域単位における流域経済圏、あるいは、流域共存圏というような、ここでいう環境省の地域環境共生圏と同じような内容ですけど、そういった流域連携をつくっていったらどうかと取り組んでいます。

それで、ちょっと長くなりますけど、実際、上流域の森林がどれくらい荒れているかというのが数値で出てきます。それから、農業が適正に進むことで農地の水源涵養機能や遊休機能が数値で見えるかできます。つまり、林業や農業を復活させた場合に、どれくらい水源涵養機能があるかというのも、計算上は出てくるんです。そうすると、どれくらい



の雨が降っても、川の氾濫を遅らせることあるいは防ぐことが可能になるかが見える化できます。今の状態だと、上流で500ミリ降ると間違いなく錦糸町の辺でオーバーフローすることになるけれども。これ、国交省のデータですけど、しかし、それを上流域で土地管理を適正にすることによって、3日間ぐらい延ばすことができるというような。3日間延ばすことができるというのは、僕のところの大学院が計算した値ですけど、そういう予測が見える化すれば、もっと分かりやすく下流域は理解できると思います。

だから、そういうような上流域の機能を具体的に見える化をすることで、先ほど座長おっしゃったような、もっと大きなところでの理念化が可能になると思います。自然資本も投資しないと価値は生まれないと思いますので、そういうことだと思います。

ありがとうございました。

**【浅野分科会長】** あと、今の話は、佐藤先生御指摘の自然災害への対応ということともつながっていて、やっぱりそれぞれがばらばらだと力が弱いけれど、流域全体で自然災害に対する脆弱性をなくして強靱化していくというのは、今の国土交通省がやられているような考え方とも整合性がある。だから、そういう単位で自然を一つ生産要素の中に入れて、地域が経営していくという発想をもっと強くしたほうがいいんじゃないかなと思いました。

それでは、今、4委員の方の御意見を伺いましたので、追加で、ほかの先生方、いかがでしょうか。オンラインで御参加の先生、いかがでしょうか。

そうしたら、先生、お先に。

**【山本特別委員】** 山本と申します。

ちょうどさっき開いていたページが、皆さん御覧になっているかもしれないのでと思って。先ほど座長が言及された資料2の6ページ、佐藤委員も話されたんですけど。前回の山村振興法改正からの主な流れの中で、コロナ禍とロシア・ウクライナ危機、これは大きな時代の刻印として表れている、これは間違いなことなんですけど。私、前回のこの会合のときに質問して、それを反映してくださったのが、資料3か何かに、私が言いましたのは、どの時代にどの世代だったのかということこそがとても大事な話なので、それに着目していただきたいみたいな話をしまして。

つまり、何が言いたいかといいますと、どの時代のどの世代の人々が最も頑張ったか、もしくは、それをどの世代の人がまた支えてきたのかという、その視点ですよね。それがなければ、どんなにハード事業をやったところで、山村振興自体が全然成立し得ないとい

う、それを申し上げて、資料を整えていただいております。

それを言いますと、山村振興法というのが時代に応じて変わってきたというのには一つの意味があるのかななどと思いついておりました。しかしながら、宮林委員が言われたように、山村基本法みたいなすごく大きな柱が必要だというのも、そのとおりだなと思った次第であります。

佐藤委員が言われたとおり、ここに九州における自然災害がというのはごもっともなことで、私、出身は熊本ですので、熊本の水の問題というのは非常に大きな問題で、濱田委員、言っていただいております。

私、もう一つ、今、栃木に住んでおりますと、どうしようもない問題として、山村の中にある問題として、栃木の山村部といいますと、日光、それから、八溝地域というのがありますけれども、獣害と、それに伴うヤマビルの問題ですね。ヤマビルが物すごくはびこってきていて、もう外にも出られないような状況になっています。自然災害と獣害、ヤマビル、あとは、ソーラーパネルですね。送電線が通っている下なんか、もう物すごいことになっていますので、もういかんともし難い生活の侵害としてあるなという、これが言えると思います。

あとは、平成27年からの今を振り返りますと、非常に重要な世代であった、メルクマール世代とも言ってもよかったですような昭和1桁生まれが完全にもうリタイアしてしまって、私の父も昭和1桁生まれで、もう既に亡くなりましたけれども、山に一番関わった人々がもう完全にいなくなったという、その決定的な時代の変化というのがあったと思います。そして、それが獣害も大きく関わっていますし、当然ヤマビルもということで。

もう一つ、時限爆弾としてあるのが、昭和40年代、50年代に盛んにつくられた分収造林の契約期限が間近に迫っているところか、もう現在進行形で、栃木の山奥なんかもそうなんですけど、恐らく九州山地もそうだと思うんですけど、皆伐地が山のように生まれできて、これがあるとまた獣害とヤマビルを、そして、さらにもう一つ、自然災害を誘発させるという、この問題が、いかんともし難い問題の所在としてあるという辺りを捉えていただきたいなと思っています。そういう山村生活全体の劣化というのが、もう間違いない事実として進行しているということでもあります。

あともう一つ、自分になぞらえて言いますと、コロナ禍の3年間を終えた後の話で、自分は大学に職を得ていますので、自分たちが接している学生たちの疲弊というか、学生たちの変貌ぶりが、大学の変貌ぶりといいますか、社会に人材を送り出す大学のチームビル

ディング的なところが完全に崩壊したまま人材が送り出されていくという、その部分でし  
ょうかね。

それに当たって、山村というのは、癒やしの対象としてもあり得るという、その部分で、  
恐らく展望は、一番ひどいところに展望を見ることができるというか、その一番ひどいと  
ころ、一番の弱いところというのをきちんと押さえて、なおかつ、展望を見いだすとする  
と、今の若者、そして、今の山村の状況、そんなのをセットにしてやっていく道があるの  
ではないかなと思っております。

以上です。

【浅野分科会長】 そうしたら、続いて、竹谷さん、お願いします。

【竹谷特別委員】 公共交通の立場から、一言だけ。

資料2の8ページで、生活インフラ等の確保ということで、ここに地域内交通の確保・  
維持というように書かれておるわけなんですけど、御承知のように、今、公共交通では非常  
に厳しい状況になっておると。コロナ禍による乗車人員の減少でありますとか、あるいは、  
原材料価格の高騰、あるいは、人手不足というところの三重苦であります。特に地方、そ  
して、特に過疎地域は、これも本当に全国的に見ましても、バス事業だけ捉まえると、も  
う減便が相次いでいます。路線の廃止も相次いでいます。

ということで、いわゆる幹になる交通よりも、枝葉の交通がどんどんなくなっておると  
いうのが今の現状です。これはますますそういうマイナスの部分に進んでいくのかなとい  
うような気がしております。

特に、タクシーも含めた運転手不足は、地方の労働人口自体が少ないということはある  
ます。また、若い人はどんどん都市部へ流れるということで、人材確保が、より地方へ行  
けば行くほど、過疎地域へ行けば行くほど厳しくなっているというのが現状です。

今度また、御承知のように、2024年問題というのもございます。そういった部分に  
対応するというので、さらに一層難しく厳しくなっておるとというのが現状であります。

国交省様においては、特に地域交通のリ・デザインとか、分野の垣根を超えた競争等々  
を打ち出していただいています。私としましては、今後の山村振興策を考える上では、生  
活インフラ、これはやっぱり一番肝かなという覚えもございます。この生活インフラ全般  
をどのように維持していくのか、こういう視点で、省庁、自治体の垣根を超えて横断的な  
御議論を賜って、より良い方向へ導いていくことが今すぐ肝要なんだろうなど。

特に、生活インフラが脆弱なところへ、志のある若い方は行かれると思いますけど、一

般の若者であるとかは、やはりそういうところはあまり行こうとしないというのは、もう現実だと思います。この生活インフラの重要性をもう一度考えていただければなど、そのように思うところでもあります。

以上です。

【浅野分科会長】 ありがとうございます。

次は、小谷委員、どうぞ。

【小谷特別委員】 小谷です。資料の御説明いただきまして、改めて山村振興を国土交通省さんで、農水省さんも、いろんな省が入って話し合うというのが改めて重要だと思います。

私は、農業・農村を取材している立場から言いますと、どうしても農山村というのは、生産のことから考えますと、条件不利ということで、端っこに追いやられてしまいます。それによって今起きているのが、所有者不明の農地が増えていたり、山林もそのとおりですけれども、価値がないとみなされて、どんどん皆さんが放棄しているという状態です。

浅野分科会長がおっしゃいました山村の価値の見直しということ、私も改めて重要だと思います。また、宮林委員の、山村を根本的に基本法というふうに捉えるのか、考え直すということです。

今日の資料の説明の中でも、脱炭素ですとか、環境・生物多様性ですとか、あるいは、国際的な視点における話がすごくたくさんありました。

山村という価値を、里地里山、特に里山という考え方が改めて重要だと思います。環境省と国連大学で「SATOYAMAイニシアティブ」という考え方を世界に発信して、まさに日本における里山の自然と人の暮らしが、実は自然資本を破壊するのではなくて、むしろ豊かにする暮らし方なんだということが改めて今重要だと思いますので、里山の在り方というのを問い直すことも重要だと思います。

また、最後に、山の恵みのプロジェクトとか、マルシェとか、もちろん、すごく山村にフィーチャーするのはすばらしいことなんですけど、どうしても山村の価値というのは、農産物、林産物という物だけではないんですね。大量生産できない場所ですので、産地としてだけで捉えるのではなくて、あくまでも住む場所、暮らしの場、あるいは、何か自分らしく生きたい、先ほどのコロナ禍を経たということもありましたけれど、暮らしの場として山村を捉え直すということが重要だと思います。先ほどから地域おこしの協力隊の話も出ていますけど、やはり移住促進とつなげて考えていくことが重要だと思います。

若い人で、もうけるとか、そういうことより、むしろ暮らしの場とか子育ての場として農山村を好んでいる人は多いというのは、コロナ禍に増えているのは実態ですけども、同時に、そこで農地のマッチングとか、空き家のマッチングとかという課題が増えています。所有者不明の先ほどの問題とも重なります。

最後に言いたいことは、今の細かい補助金みたいなことではなくて、バックキャストって最近いろんな委員会でも言われますけど、理想の未来を描いて、そこから今取り組むべきことを考え直すという、未来から、ゴールから逆算するという視点で山村というのを新たに考えたいと思います。

そのためには、まず、この50年間で大量に都市に流れ込んだ人の人数を、また大量に山村に戻す仕組みのような、そういう根本的な制度が求められていると思います。デジタル田園都市構想とかありますけど、まさに田園回帰の大きな人の流れをもう一度山に、自然の元にとというような大きな動きが重要だと思います。

以上です。

【浅野分科会長】 それでは、オンラインの山崎さん、よろしいですか。お願いします。

【山崎特別委員】 外ヶ浜町の山崎と申します。

うちの町は8割以上が山林で、その9割が国有林という土地なんですけれども、昨年の大雨災害で、山の国有林の奥のほうから溪流沿いの木がなぎ倒されて、橋の欄干にたまったことによって越水して、9棟ぐらい全壊になったりすることがありました。

こういった中で、いろんな人の話を聞くと、やっぱり山の手入れができていないからではないかという声が大きくて、森林管理者の方とかは一所懸命やってくださっているんですけども、そもそももう人員が少なくなっているんですね。昔は営林署がいて駐在していたのもなくなったりして、結局、さっきお話も出ていましたけど、分収造林とか、国有林とか、伐期が来たり、伐期がもう過ぎているものもたくさんある中で、やっと少しウッドショックぐらいから、木を切る人も出てきたんですけども、それが再造林されていない状態で、青森県は、聞いたところによると、3割ぐらいしか再造林できていないそうです。こういったのも気になっていまして、本来であれば、治山と治水というのと同様に、造林についてもしっかりやっていくべきではないかなと思っています。

森林環境譲与税につきましては、基本的に、自然を守ることで国土を守ることができるということで、森を持っているところに税金が入ってきているという前提で、山や農地を守るのは地方だからという前提でつくられた税金だったと思うんですけども、まだそこ

について、しっかりと税金をつくったときの理想どおりには動けていないのかなというふうに思いました。

町や村としては、造林することに関しては、全然やりたいとは思っているんですけども、実際お金が続かなさうだというところで躊躇しているのと、また、木材を出すに当たって、山を切り開かないと、昔の、皆さん背中にしょって歩いて人力で植えた木を切り出すのはなかなか厳しいということと、その木を切ってしまったことによって、逆に森を崩して災害になってしまうのではないかという不安とかがあって、町村長がなかなか躊躇しているというところもあると思います。

ですので、砂防ダムを造るだとか、道を造ってくれるだとか、そのお金を面倒見てくれるというふうなのがあれば、みんなやりたいと思っているし、しっかりと山を守っていくために人員もどんどん入れていきたいなと思っているんですけども、いかんせん、自分の地域だけではなかなかできないというところなので、基盤整備って、農業とかのほうでは結構進んできていると思うんですけども、山林に関してはまだ進んでいないというので、これからは山に対して投資していくべきなのではないかなと思っております。

やっぱり第一次産業は投資して何ぼというところもありますので、山村の価値とかと言っても、もうけをつくって、もうけが続かないと、一世代ぐらいは頑張る人がいるかもしれないんですけど、持続可能ではないと思うので、そこを何とか、山村価値の見直しに関しても、お金のところは大事な視点なのかなと思っております。

以上です。

【浅野分科会長】      ありがとうございます。

今、4委員から御質問あるいは御意見がありましたけれど、いかがでしょうか。リプライは何か、分収造林の話だとか、よろしくをお願いします。

【福田森林利用課長】      林野庁でございます。

まず、山本先生から御指摘ありました獣害の関係ですけれども、今まで環境省さんと一緒になって鹿の対策を進めてきて、かなり数が減ってきたという実績も上がってきております。他方で、ヤマビルが鹿に付いて増えているのではないかというような御指摘もありましたが、私も、ヤマビルというか、獣害の担当ではございませんので、ヒルの関係については、そういう御指摘があったことを担当に伝えたいと思います。

それから、分収造林の関係について、大規模な皆伐につながりかねないというお話がございました。この点については、契約期間の延長、それから、抜き伐りによる針広混交林

化を進めるということで、なるべく一度に皆伐しないように指導しておりますので、引き続き、そういう方向に促していきたいと思っております。

それから、小谷委員から御指摘をいただいた所有者不明森林の関係ですけれども、私どものデータでは、大体、個人が持っている森林の3割ぐらいは所有者不明ではないかというようなデータもございます。そういう中で、令和元年度に開始した森林経営管理制度には「所有者不明森林等の特例」がございます。この特例を使いますと、所有者が不明であっても、一定の手続を経れば、市町村がその森林の手入れをする権利を得ることができるという仕組みでございます。

これまで、「あそこは危ないけれども、手の入れようがない」というようなところがある場合、手出しができなかったのですが、既に6つの市町村がこの特例を使いまして、不明となっている所有者に代わって手入れをするという実績が上がっておりますので、こちらの活用を促していきたいと思っております。

それから、山崎委員からもろもろの点の御指摘いただきまして、特に再生林が難しいという話がありました。確かに、造林のコスト、世界的に見ても高くなっていて、1ヘクタール当たり100万円といったオーダーで費用がかかり、全国平均で見ても、再生林率は2割か3割ぐらいというのは事実でございます。私どもとしても、ここについては大きい課題と思っております。再生林のコストを下げることによって、一層再生林を進められるようにしていきたいと思っております。

また、山に投資すべきというのは、まさに私どもの思いと同じでありまして、私どもも、森林整備事業、治山事業によって、路網の整備を含めて、山への投資を行っておりますので、引き続き、予算を確保しながら、そういう取組を進めていきたいと思っております。

以上です。

【浅野分科会長】 ほかはよろしいでしょうか。ほかの省庁、あるいは、環境省もおられるわけですね。もし何かありましたら。

【松永環境計画課課長補佐】 環境省の生物多様性戦略推進室の松永といいます。

先ほど小谷委員のほうから「SATOYAMAイニシアティブ」の話がありましたけれども、里山イコールもう山村だというふうに認識しておりまして、例えば、佐渡なんかでは、トキの環境整備と併せて、農業生態系を保全して、そして、お米に付加価値をつけていくというような取組をされていますけれども、石川県におかれても、トキの将来的な分散の受入先として、今、そういった農山村をしっかりと環境を整えていくというような施策

に力を入れられていると思いますので、そういう形で、生物多様性という文脈でも、地域の後支えになるように、環境省としても取り組んでいければと思っているところです。

あと、もう一つ、水資源のお話が出ましたけれども、先ほど濱田先生のほうからも、熊本の水資源が阿蘇によって蓄えられているというところで、今、TSMCとかの進出もありますけれども、そういう企業が自然資源を活用していくに当たっての関連する企業情報を開示していく動きもありますので、まずは大企業からではありますけれども、そういったものが国際的にも動いておりますので、国内でも広がっていくように、民間発の取組ではありますけれども、後押ししていければとは思っているところです。

環境省からは以上です。

**【浅野分科会長】** 今、御発言があった部分について、それって、資料2の18ページの下の自然関連の情報開示というところに該当してますよね。今、日本企業が世界のサプライチェーンでものを売ったり買ったりするためには、自然に対する評価というのをちゃんとしなければいけないという時代が本当に来ています。だから、今までみたいに、略奪的に木材とかいろんな要素を自然から取ることは許されない時代になっていて、そういう意味では、そういう資源を一番持っているのは山村ですから、そういうのをうまく管理して、それによって収益を上げ得る可能性がますます今後広がっていくということは、多分、前の改定時期よりも、明らかに今の時代というのは、より自然に優しく、よりすばらしい山村をつくっていく時代がだんだんやってきているということになるのではないのでしょうか。

だから、ここで考え方を改めて、少し大きな立場で、国家にとって、山村を守るということは、ただ単に条件が不利だから守るということを超えて、日本の新たな価値の形成とか、そういうところに資するものだということについて、私は言うべきではないかなと思っています。

ただ、今日、私自身は少し山村の強いところばかり言い過ぎた可能性があって、途中で山本委員のほうからも、弱いところをきちんと見なければいけない。だから、山村の強いところ、弱いところ、双方を見た上で、今後の施策の在り方はどうあるべきかということをもっと考えていかなければいけないのかなということを思いました。

それでは、沼尾委員。

**【沼尾委員】** ありがとうございます。沼尾でございます。

私は、自治体の行財政の研究をしている立場から、山村について考えたことをお話しさ



せていただきたいと思います。

基本的には、もう皆様がおっしゃられたこと、本当にそのとおりだなと思いました。山村の価値というものを国民の共有財産として全体で守っていくというのは、大変重要なこととされているところです。

他方で、それぞれの農山村地域、小規模な町村単位でも、自分たちでの地域のビジョンというものを掲げて、例えば、今日の資料の資料2の12ページにも奈良県の川上村が出ていますけども、川上村では「川上宣言」ということを掲げて、地域の水源林を守るということを明確にうたって、戦略を立てながら地域振興を図っている。そういう地域があるというところも、とても大切と思っています。

そのように考えますと、先ほど小谷委員がおっしゃられたような、国土の3分の2が森林だという、この国の特徴を生かした形で、これからの山村をどういうふうはこの国の戦略として生かしていくのかというビジョンを、国としても明確に示す必要があると思いますし、山村地域それぞれの自治体においても戦略を立てることがとても大切と思っています。

ただ、市町村の立場に立って考えますと、いろいろな山村地域へ行って耳にするのは、もう市町村では、職員も減っていて、住民も減っていて、課題は山盛りなんだけれども対応し切れないと。特に、森林環境譲与税が来てから、市町村の責務は非常に増えてきているわけですが、お一人で複数の業務をやりながら、その中の一つとして森林環境のことをやっているということで、これだけの事務権限が下りてきても回せない、そういった話も聞いております。

そのように考えたときに、では、それは広域連携でやればいいのかとか、事務の共同設置とか、いろいろな対応策を総務省でも示しておられると思うんですけども、担い手の確保についてもそうなんですけども、今日も、山村地域の課題に対して、様々な施策や事業メニューというのが各省庁から出されているんですけども、今の小規模な山村自治体からすると、これだけの事業メニューの全てを把握しながら、必要なものを抽出して、これを組み合わせて、このビジョンと結びつけようということをやれるだけの体力がないという印象を持っています。なので、財政措置はあるんだけど、これをどう生かして、かつ、地域の様々な担い手と連携・協働を図りながらゴールを目指すのかというところは、なかなかしんどいのかなと。

つまり、そのところをどういうふう運営できるような体制づくりをサポートしてい

くのかということとセットで、これからの山村振興というのを考えていくということが、もう一つ大切かと思っています。

先ほど流域連携が大切というお話があって、私も全くそのとおりだと思うんですけども、例えば、この森林環境譲与税が入る前の流域連携で、上流地域の森林保全に協力しているところというのは、大体下流が中京圏だったり、神奈川だったり、つまり、下流の都市、自治体に体力があって、財政力もあって、そういうところはすごく上下流連携は成果が出ていたんですけど、そうではないと、なかなか、頑張っではいるんだけど、苦労されているという話も聞いておりました。

ですので、こういった自治体間連携の可能性も含めて、施策や事業をそれぞれの事業ごとに大量に出していくスタイルがいいのか、もう少し地域のビジョンを支えるようなトータルな補助の在り方、あるいは、助成の在り方というのを省庁連携で考えてみるといったようなことも含めて、検討していくということも大切ではないかなという印象を持ちました。

最後にもう1点だけですけども、先ほど山本委員からソーラーパネルの話が出ていましたが、今、若い方たちが入っている地域や、海外の方が入っている地域をみると、景観を体制にしている。この景観が非常に重要で、ビジュアルはとても大切だと思うんですけども、今、森林のあちこちにソーラーパネルが入ってきていますが、あれは景観の保全という意味でも課題もあると思っています。

これからの魅力ある山村という点で景観保全を考えたときに、自然エネルギーという視点では風力も、ソーラーパネルもありなのかということを含めて、対応策をどうしていくのかということは、検討されていいと思いました。

以上でございます。

【浅野分科会長】      ありがとうございます。

どうぞ。

【福田森林利用課長】      ありがとうございます。

森林のみならずのお話だったと思いますけれども、特に森林の関係について参考までに申し上げますと、特に職員の不足の問題ということで、全国の市町村で森林・林業政策を御担当されているのは、大体3,000名ぐらいと伺っております。

市町村の職員が足りない中、私どもで活用を促しておりますのは、「地域林政アドバイザー」という、森林・林業の専門的な技術を持っている方をアドバイザーとして雇用して

活用していただく仕組みです。総務省さんと一緒に活用を促しております。

昨年度の実績は全国で大体300名ぐらいで、3,000名に対して300名というのは、十分でないかもしれませんが、それなりの力になっているのではないかと考えております。

また、森林環境譲与税は都道府県に1割程度配分されており、市町村の支援は都道府県の責務でもありますので、各都道府県で、市町村のサポートセンターを設置したり、あるいは、巡回指導するアドバイザーを設置したり、いろいろな工夫をしていただいております。森林のほうについては、それで何とか進めていきたいと思っております。

あと、上下流の連携でございますけれども、特に森林環境譲与税が始まってから、川下の市町村が川上の市町村と協定を結んで、川上での森林整備の費用に、川下の市町村の森林環境譲与税を充てるという取組も広がってきております。昨年度の実績で、全国で43の事例があり、156の自治体がこういう取組に関与しています。譲与税の導入に伴って、上下流連携の取組も進みつつあるのかなと考えております。

私どもでも市町村へのアンケートを行いまして、「上下流連携をしたいですか」と伺ったところ、上流側、下流側ともに、3割程度の市町村は、何かしらの連携をしたいという声を伺っております。私どもで、連携を希望される市町村のリストを作り、両側にお示しして、陰ながら、そういう連携の推進を支援しております。

**【浅野分科会長】**      どうぞ。

**【諏訪山村振興・緑化推進室長】**      林野庁の諏訪と申します。

先ほど沼尾先生のほうから、再エネの話が出ました再エネにつきましては、皆さん御案内のとおり、FIT法ができて、約10年超になりますが、再エネの固定買取価格が最初は高く、認定を取ったところが、今、山村中心に森林なり原野が開発されて、具体的に目の前に配置されています。初めは、産業政策もあれば地域にとってもよからうということで認定されたものが、ぽつぽつと大きなものが具体的に目の前に出てきた際には、あれ、こんなものだったんだろうかという形で、いろんな地域でいろんな御意見がある。推進の方もあれば、これ、どうなんだろうというものもあります。それは防災の面もあれば、景観の面もあれば、賛成の方は、やっぱり地域振興とか、いろんな御意見があるんだなと思っております。

我々林野庁といたしましては、森林法というものを持っておりますので、その中でできることを強化したり、運用をちゃんとやっていくというのもあります。また、林野庁では

なく経産省の所掌ですが、再エネ特措法を改正されました。賛否いろいろありますので、地域の方の意見を聞いていくというのを法定化する。やはり地域でいろんな問題あるというのが目の前に出てきて、大きな太陽光発電施設、大きな風車が出てくる、いろんなことが出てきて、その状況に合わせて対応していくという形で、政府としても、法改正なり制度の運用を通じてやっており、これからもやっていく必要がある思っております。

以上でございます。

**【浅野分科会長】** もし可能だったら皆さんにお伺いしたいのですが、今、沼尾委員の言われたことで一つ気になったのは、メニューのジャングル化が起こっているのではないかということですけど、このメニューのジャングル化というのはどうにかならないものですか。これはどこに言うか。総務省ですか。

**【大田地域振興室長】** 地域振興室長でございます。

市町村、特に町村のところにおいては、職員不足で対応しきれていないというのは、おっしゃるとおりだと思っております。

総務省としては、基本的に市町村を通してどう支援できるか、特に地方財政措置がメインになります。要は、市町村として主体的にやる部分と、国としてのメニューをどう用意して使っていただくか、両面あると思っております。両面をどうやって組み合わせるかということが非常に重要になると思っております。

また、最近力を入れておりますのが、外から人材を入れるという意味で、地域おこし協力隊や、特定地域づくり事業協同組合の取組を進めております。また、外から人材に来ていただいてそこで活躍していただくという仕組みづくりのほか、地域運営組織や、中間支援組織をどう機能させるかが重要だと考えております。御本人たちもそうですが、中間的に市町村との間に立ってもらえるような活用を進められないかというような研究も進めているところであります。

先ほどの国のメニューの質問に対する答えにはなっていないのですが、我々としての市町村の担い手不足に対する取組としては、そういう形で進めているところでございます。

**【浅野分科会長】** これで一通り全ての委員の皆さんの御意見を伺ったわけで、私は途中でいろいろ挟ませていただきましたので、これ以上はないんですが、もう一言だけ、何かこれだけは言っておかないと今日は帰れないということでしたら、どうぞ。

**【濱田（健）特別委員】** 濱田です。

皆さんのお話を聞いていると、いろいろな視点があって、やはり山村って改めて多様な

価値があるんだなと思いました。省庁の皆さんも、本当に今まで頑張ってもらって、いろいろとつくられたんだなと思っています。

お聞きしていて思ったのは、一つは、先ほどもお話しさせていただいたようにそもそも経営として成り立つようにしていかなければならないというのと、もう一つは事業として補助金をどう入れていくかが重要になると思います。そのときの補助金が、例えば、三重県の名張市なんかは、市が独自予算で、集落が自由にやることに対して、確か100万円ぐらいぼーんとお金を渡しちゃうんですね。要するに、まるっと10分の10を渡してしまうんですね。それをもし集落ではなく各市町村単位ぐらいでできたら面白いのかなと。ひょっとしたら、地方創生の予算がそれになっているのかもしれないのですが。でも、地方創生予算を獲得するためには、多分、縛りがすごくきついのかもしれないですけども。

玉沖委員などがおっしゃっていたように、やっぱり地域ごとによって課題が違うので、そこで自分たちで計画を練って、そこに対して10分の10で助成する。しかも、やはり大切なのは、僕はいろんな省庁の仕事をやっているんですけど、例えば、ある省だと、事業において事務職員のアルバイトの賃金しか出なかつたりするんです。そうすると、さっきおっしゃっていたように、働いている方たち、生活していけないんですね。だから、ちゃんと一定程度の事務機能を果たす方には、生活していけるお金は必要なんですね。

そういう意味で、先ほど総務省のほうで、中間支援団体のほうにお金を流すというやり方は、僕は一つとしてはありだと思います。中間支援団体にお金を流すといっても、最終的には、市町村なりが自分の考え方でできるようなことをもっとやれるように、柔軟にしていけたらいいかなと思いました。またもう一つの方法として、先ほどお話ししたように市町村が単独で自由に実施できる、そうした施策の予算もあって良いと考えております。

以上です。

**【玉沖特別委員】** 私も一言よろしいですか。もう2分ほどで。

先ほどの政策のジャングル化、まさにそう思っていて、最近まで市町村の、政策参与を務めておりました。まさに中央省庁の事業予算を、地域の現場の課題とか目標を聞いて、私がコーディネートをする役割を務めていました。

そのときに、アドバイザー派遣をしていただく条件が年々厳しくなっていることを実感しました。年に3回までしか駄目だとか、1か月に三、四日来て頂けるだけでも十分前に進められるんですけども、年間何日以内でないと駄目だとか、この年間何日以上を

超えると、住民票を移さなきゃいけないとか。ということで、そのアドバイザー派遣は、非常に効果的なので、その条件緩和をしていただくだけでも随分変わっていくのではないかなと思って、お話を聞かせていただいております。

以上です。

**【浅野分科会長】** いろいろメニューが出てきて、少しジャングルになっているという話と、そのジャングルは、実は、それぞれの省庁が真面目に仕事をし過ぎるから、余計にジャングルになっているところもあるかと。ただ、国民に対する説明責任というのは皆さんお持ちだから、当然のことだとは思いますが、その辺り、少し柔軟にならないかなということ少し思わないでもありません。

ほか、いかがでしょうか。どうしても一言という。先生、どうぞ。

**【宮林特別委員】** 今の中間セクターの話で、実は、2009年ぐらいの山村支援センターという中間セクターを設置して、都市と山村、山村と企業あるいは上下連携など産学官連携の中間セクターです。政権が変わりまして、事業仕分けでゼロになっちゃったんですが。これをやっていると、当時、1,700ぐらいの市町村のうち、約700町村のデータと、企業1,000ぐらいのデータが集まり、交流・連携の実践が進む可二生精がありました。それをいざ進めるときに、両者の言い分を聞くなどの山村支援センターという中間セクターを林野庁などの施策で設置しました。やはり、中間セクター的な組織は必要になると感じます。

ただ、今はその話ではなくて、先ほど出たヒルの話です。これはもう全国的になってきたかと思います。今、林野庁で進めている森林サービス産業による森林空間利用で多くの人が入っていくときにも、ヒルで子供を中へ入れられないぐらいになっている状況も出てきています。ですから、我々も研究のほうで、ヒルの出ないような研究をしているんですけど、なかなか対策が見つかっていけませんので、総合的な連携によっていろいろなデータを集めて手立てする必要があるというのが一つ。

それから、森林環境税のことです。来年から具体的にになります。この配分問題を今議論していると思いますが、やっぱり森の面積に応じた配分率を申し越し考えていただかないと、山村市町村によってはわずかししか配分されないということがありますので、早急な検討が必要だと思います。

それから、河川敷には河川工事などによって砂防林もつくられていますが、これを活用した地域おこし、例えば、松林が多くなるようで、松の葉っぱを利用して、特産品生産を

行おうとすると、いろいろな制限があるようです。省庁連携によってかなう場合があるのももう少し緩和していく必要があるということが一つあります。

山村の推進策においては、それほど大きなお金ではなくて、例えば、山村文化を都市交流などでちょっと動かそうとしたら、ほんの数十万円程度の支援でいいから欲しい、むしろ1,000万円も来ちゃったら使いようがないから申請をしないというところも結構ありますので。山村の実態、そして支援してほしい中身と規模などを吟味することが必要と思います。

以上です。最後のは具体的ですけど、よろしくお願いします。

【浅野分科会長】     ほか、委員の皆様。どうぞ。

【佐藤特別委員】     よろしいですか。1点だけ。

省庁連携のところ、農林水産省の中でも、農と林が一緒にやれることというのは、まだまだたくさん山村振興ではあるのではないかというふうに思っています。例えばですけども、農業機械を林業的に使うなどです。林業機械を補助されると、もう林業に何日使わないと駄目という補助金規定があって、農業には使えないとかですね。もう少し複合利用、機械ですとか、そういったものを農林で一体に使えるようにするだけでも、随分いろんなアイデアが出てくるのではないかと考えております。

以上です。

【浅野分科会長】     それでは、皆さんから御意見いただきました。ふだんよりも幅広い御意見がいろいろ出されたと思いますが、国におかれましては、今後の検討にぜひ今日の意見を生かしていただきたいと思います。

それでは、これで議題の2番目の山村振興施策については終わりました、3番ということで、その他ですけれど、何かその他、議題としてございませんでしょうか。

よろしいですかね。

それでは、以上で議事を終了したいと思います。

進行を事務局にお返しいたします。よろしくお願いします。

【鹿子木地方振興課長】     浅野分科会長及び委員、特別委員の皆様、ありがとうございました。

本日の議事につきましては、全て終了いたしました。本分科会の議事録につきましては、後日、各委員に御確認をお願いした上で公表させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、国土審議会第4回山村振興対策分科会を閉会いたします。  
円滑な議事進行に御協力賜りまして、ありがとうございました。

— 了 —